

1 事業名

所沢市都市計画マスタープランの策定

2 事業の概要

当初策定から20年以上が経過したことによる社会経済情勢の変化への対応や第6次所沢市総合計画等との整合を図るため、都市計画法第18条の2第1項により定めるものとされた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である現行の「所沢市街づくり基本方針」について、新たに令和2年4月を始期とする「所沢市都市計画マスタープラン」として策定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

他自治体においても、総合計画や社会経済情勢等に合わせた見直しが行われている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

- ・市民アンケート
- ・市民検討会議（2回）
- ・地域別説明会（11地区12回開催）
- ・パブリックコメント手続

実施期間 令和元年7月25日～8月15日

意見提出者数 10名

意見数 39件

5 関係法令、基本計画との整合性

都市計画法、第6次所沢市総合計画

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・「所沢市都市計画マスタープラン」の概要（資料1）
- ・「所沢市都市計画マスタープラン」策定の流れ（資料2）

「所沢市都市計画マスタープラン」の概要

名称の変更

これまでの名称である「所沢市街づくり基本方針」については、都市計画に関する基本的な方針としての位置づけをより明確にするため、「所沢市都市計画マスタープラン～都市計画に関する基本的な方針～」に改めます。

改定方針（平成 29 年 7 月制定、平成 30 年 4 月一部修正）

所沢市街づくり基本方針は、将来の街づくりの方向性を示す指針として平成 10 年 6 月に策定し、平成 13 年 4 月に一部改正、平成 26 年 3 月には土地利用転換推進エリアを定めるなどの改定を行ってきました。

本市では、マチごとエコタウン所沢構想の精神を全ての施策・事業に反映させるため、第 6 次所沢市総合計画をはじめとする各分野の計画について改定が進められています。街づくり分野においても、人口減少・少子高齢化を迎えている中、本市の魅力・元気・文化に大きな貢献が期待される施策が進展していることなどから、次の世代にどのような街を残していくのかを改めて検討する必要性が生じています。

これらを踏まえ、当初の策定から 20 年が経過し、街づくりを取り巻く環境が大きく変化していることから、特に下記の項目を重要な課題として整理し、今後の街の方向性を示すものです。

（1）社会経済情勢の変化

人口減少などにより医療・福祉などの生活サービスの提供が困難になることが想定されるため、都市全体の構造を見直し、限られた資源を有効活用することが求められている。

（2）第 6 次所沢市総合計画や各分野の個別計画などの策定・改定

市の最上位計画である第 6 次所沢市総合計画や街づくりと密接に関連する各分野の個別計画などとの整合を図る必要がある。

（3）重点プロジェクトの進展

平成 28 年 3 月に策定された「所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において位置づけられた 4 つの重点プロジェクトについて、事業の実現を見据えた都市の将来像を描く必要がある。

（4）法の改正等

平成 26 年 6 月の都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画制度の創設、平成 27 年 4 月の都市農業振興基本法の制定、平成 29 年 5 月の都市緑地法、生産緑地法などの改正により、法令改正等に対応した街づくりの将来像を検討する必要がある。

所沢市都市計画マスタープランの主な内容

序章 はじめに

○目標年次

おおむね20年後となる令和22（2040）年とします。

第1章 概況と課題

方針を示すにあたって、本市の概況と課題を整理します。

第2章 基本方針

○将来の街の姿

街の将来像

第6次所沢市総合計画の将来都市像などを踏まえ、以下を掲げます。

「自然と調和し 安心して住み続けられる 持続可能でステキな街」

想定する人口規模

所沢市人口ビジョンの将来展望に向けた施策の実施や所沢市都市計画マスタープラン（案）の街の将来像の実現に向けた街づくりを進め、人口減少を抑制し、目標年次の人口規模として約32万人を想定します。

○街づくりの基本的な考え方

本市の20年後を見据えた街づくりを進めるにあたり、街づくりの基本的な考え方を示します。

- ・コンパクト・プラス・ネットワークの街づくり
- ・歩いて暮らせる街づくり
- ・自然・環境に配慮した街づくり
- ・活力・にぎわいのある街づくり
- ・安全で安心して暮らせる街づくり

○将来都市構造

市民・事業者などの活動が盛んに行われる空間である「拠点」、拠点間の連携を図り都市の骨格を形成する「軸」、及び「鉄道駅を中心とした生活圏」を位置づけます。

第3章 分野別方針

○土地利用

地域の特性や周辺環境との調和に配慮し、さまざまな場所で人々が多様な活動ができるよう、みどりの保全と計画的な開発による適正な土地利用を進め、自然と都市が調和した街をめざします。

【ゾーン・エリアの位置づけ】

住宅ゾーン、沿道ゾーン、文教・公共公益ゾーン、商業・業務ゾーン、地区商業ゾーン、工業ゾーン、流通ゾーン、土地利用推進エリア、田園ゾーン、公園・緑地ゾーン、土地利用検討エリア、交流エリア

○道路・交通

道路ネットワークの充実に向けた道路体系の確立、市内の拠点などを結ぶ公共交通ネットワークの形成により、自然との調和や環境に配慮した安全・安心で快適に移動できる街をめざします。

- ・道路体系の確立
- ・道路環境の整備
- ・歩行者・自転車利用者に安全・安心な環境づくり
- ・公共交通ネットワークの充実

○環境

低炭素社会の構築、ヒートアイランド対策、自然環境や生態系への配慮、良好な生活環境の保全や推進など、環境に配慮した人と自然にやさしい街をめざします。

- ・低炭素社会の構築
- ・ヒートアイランド対策などの推進
- ・エコロジカルネットワークの構築
- ・良好な生活環境の保全と推進

○みどり

市民・事業者・行政の協働により、地域の特性を踏まえたみどりの保全・創出・活用を図り、より質の高いみどりを未来に継承する街をめざします。

- ・みどりの保全
- ・みどりの創出
- ・みどりの活用
- ・水とみどりがつくるネットワーク

○活力・にぎわい

新たな活力とさまざまな歴史・文化資源などを活用したにぎわいの創出により、多様な活動が展開される活気あふれる街をめざします。

- ・人が集まる街づくり
- ・新たな活力が生まれる街づくり
- ・学びと文化による街づくり

○暮らし

良好な住環境の整備、健康的に住み続けられる健康・福祉の街づくりなどを進め、地域の特性を活かした暮らしやすい街をめざします。

- ・良好な住環境づくり
- ・健康・福祉の街づくり
- ・防犯の街づくり
- ・公共施設などの管理

○防災

自然災害や都市型災害に備えたハード面の強靱化、自助・共助などによる地域での助け合いの重要性の周知、さまざまな被害に対応できる復興事前準備の取り組みを進めるなど、安全・安心に生活できる災害に強い街をめざします。

- ・災害に強い街づくり
- ・地域と協働による防災街づくり
- ・復旧・復興のまちづくり

○景観

景観の骨格としてみどりを位置づけ、市民・事業者・行政による景観まちづくりを進めることにより、都市とみどりの景観が調和した街をめざします。

- ・みどりの景観づくり
- ・歴史・文化的景観の保全
- ・都市デザインの推進
- ・市民主体の景観まちづくり

第4章 地域別方針

○生活圏の街づくり

地域コミュニティを中心とした11地区別の街づくりと併せて、今後のコンパクトな街づくりに向け、鉄道駅を中心とした一定の範囲を市民の生活圏としてとらえた街づくりの方針を示します。

○地区別の街づくり

11地区別の街づくりは「第3章 分野別方針」などの内容を反映しています。

第5章 実現に向けて

○実現に向けた取り組み

都市計画のさまざまな手法や先端技術などを積極的に活用するとともに、市民・事業者が主体的に参加する協働の街づくりにより総合的・計画的に進めます。

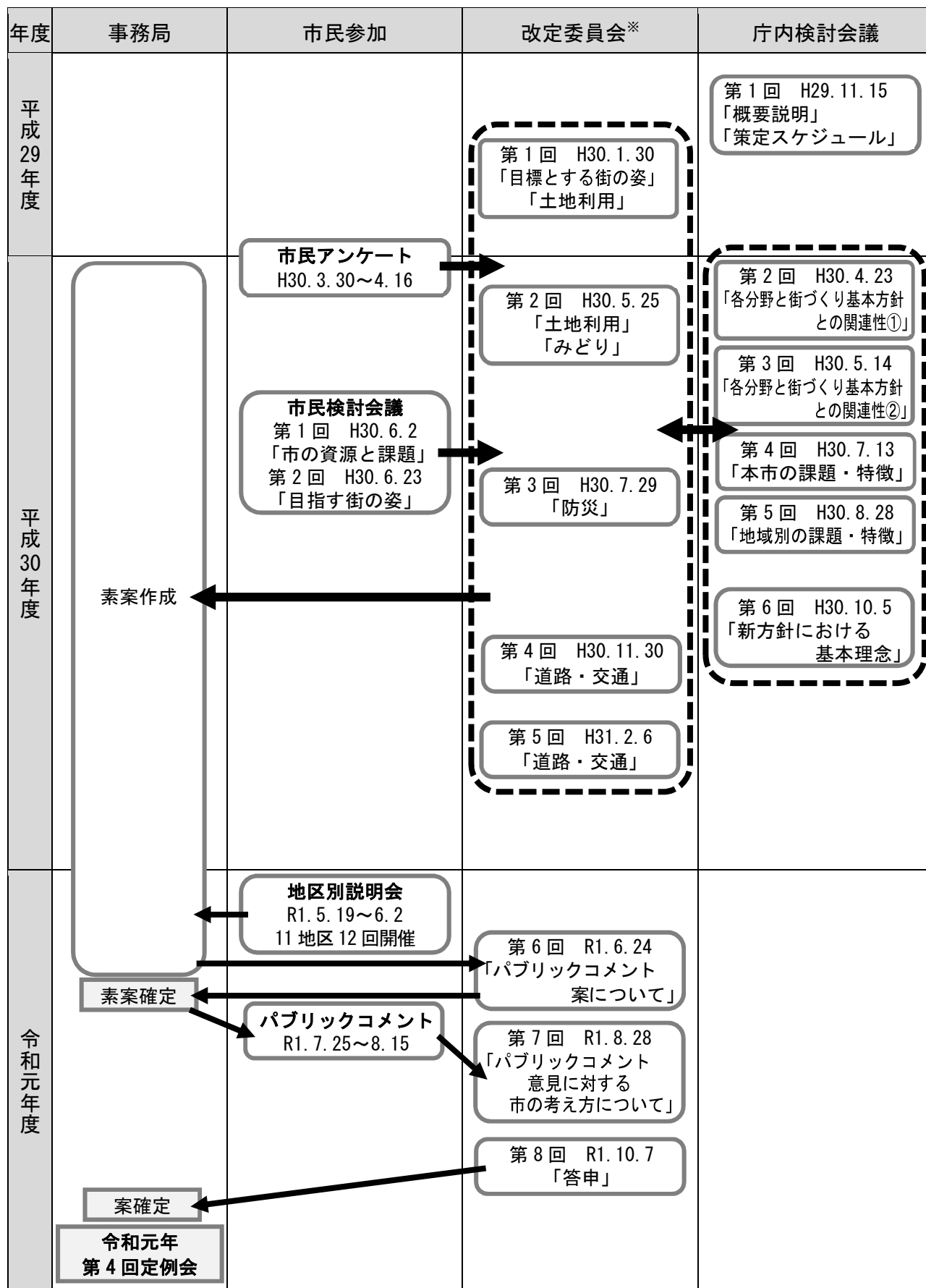
○連携体制と財源確保

総合的な連携体制の構築と職員の育成を図るとともに、街づくりに必要な安定的な財源の確保に努めます。

○進捗管理と見直し

進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じた見直しができる仕組みを構築します。

「所沢市都市計画マスタープラン」策定の流れ



※改定委員会（所沢市街づくり基本方針改定委員会）

所沢市街づくり基本方針改定委員会条例（平成29年条例第28号）に基づき設置した委員会。